

会 議 録 (要 旨)

|                                    |  |  |
|------------------------------------|--|--|
| 会 議 名                              | 令和 7 年度瑞穂町子ども・子育て会議 (第 2 回)  |  |
| 開 催 日 時                            | 令和 8 年 1 月 28 日 (水) 午後 6 時 30 分から午後 7 時 52 分まで   |  |
| 出席者及び<br>欠 席 者                     | 【出席者】 委員 9 名、事務局 3 名、関連部署職員 3 名、合計 15 名<br>【欠席者】 委員 3 名  |  |
| 次 第                                | 1 開会<br>2 会長挨拶<br>3 議題<br>瑞穂町子ども計画の進捗状況について<br>4 その他<br>5 閉会   |  |
| 傍 聴 者                              | 1 名  |  |
| 配 布 資 料                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次第</li> <li>・ 資料 1 瑞穂町子ども計画進捗状況等管理票 ※事前配布</li> <li>・ 資料 2 令和 7 年度瑞穂町子ども計画に対する委員からの質問事項</li> <li>・ 資料 3 令和 6 年度第 2 期瑞穂町子ども・子育て支援事業計画に対する委員からの質問事項</li> </ul> |  |
| 会 議 内 容<br>(主な意見<br>等を原則と<br>して記載) | <p><b>1 開会</b><br/>(会長)</p> <p><b>2 会長挨拶</b><br/>(会長)</p>  | <p>本日の出席者 9 名。瑞穂町子ども・子育て会議条例第 7 条の規定に基づき、半数以上の委員の出席により、会議は成立となるのでこれより開催する。</p> <p>先般確認した「厚生労働省雇用均等基本調査」に、過去 10 年間にわたる育児休業取得率の掲載があった。女性は 10 年ほど前から 80%を超え、昨年度も 86.6%であった。一方男性は、10 年ほど前は約 3%だったが、昨年度は 40.5%となった。この 40.5%をどのように考えるか。40%を超えたという見方もあるが、女性の半分以下であるという見方もある。やはり女性に比べると男性の育児に対する関わりは少ないと感じている。来年、再来年と男性の育児休業取得率は増えると思うが、男性、女性、そして様々な方の関わりによって、こどもまんなか社会が実現できることを願っている。</p> |

|  |                           |   |
|--|---------------------------|---|
|  | <p>3 議題<br/>(事務局)</p>     | <p>瑞穂町子ども計画の進捗状況について</p> <p>資料1は、「基本施策」と「量の見込みと確保方策」の2部で構成され、令和7年9月末現在の取組状況について記載してあるが、保育園の待機児童数は令和7年10月1日現在の数である。また、管理票作成時点における取組状況が記載されている施策もある。</p> <p>なお、基本施策の「結果を踏まえた今後の課題」の欄は、管理票作成時点で今後の結果が明らかになっている場合のみ記載してある。量の見込み及び確保方策の「進捗状況・課題等」の欄も同様である。今後、令和8年1月末現在の進捗状況等について関係部署に調査を行うので、その際は年度末までの見込みを含めた今後の課題や進捗状況等を記載するよう、担当部署へ依頼する。</p> <p>資料2は、委員から資料1に対していただいた意見等をまとめ、担当部署が回答したものである。資料3は、令和7年9月25日に開催した第1回子ども・子育て会議で報告した「第2期瑞穂町子ども・子育て支援事業計画進捗状況等管理票」に対していただいた意見等をまとめ、担当部署が回答したものである。</p> |
|  | <p>(事務局)<br/>(関係部署職員)</p> | <p>資料2「令和7年度瑞穂町子ども計画に対する委員からの質問事項」及び資料3「令和6年度第2期瑞穂町子ども・子育て支援事業計画に対する委員からの質問事項」を用いて説明</p>  |
|  | <p>(会長)</p>               | <p>事務局より説明があったが、何か質問はあるか。</p>   |
|  | <p>(委員)</p>               | <p>資料3「No.3妊産婦の支援」の回答で「母子保健コーディネーター」と表記されている。周囲を見ても男性の育児参加率が上がっている。「母子」ではなく「親子」と変えることはできるのか。また、母子保健コーディネーターは資格名ではなく通称名か。</p>  |

|  |                       |  |
|--|-----------------------|--|
|  | <p>(子ども家庭センター課長)</p>  | <p>母子保健係で子育て世帯包括支援センターを設置しているが、職員の配置基準として母子保健コーディネーターを配置し、「職」としてこの名前を使用している。妊娠届出から支援が始まるため、母親からの支援ということで「母子」という言葉がわかりやすいと考えている。支援をしていく中では、母親だけではなく、父親への支援が必要なこともあり、父親も含めた支援をしている。</p>            |
|  | <p>(委員)</p>           | <p>資料1の2-5頁「総合的な子育て支援サービスの展開」に学校給食の無償化の推進とあるが、近隣では保育園や幼稚園の給食費を無償化していると聞いている。町としてはどうか。</p>  |
|  | <p>(子育て応援課長)</p>      | <p>近隣で副食費の無償化が進んでいることは、町でも把握している。学校は義務教育ということに対し、就労等により保育園を利用されている方もいれば保育園を利用せず家庭保育をされている方もいる。公平性を考えるとともに財源の確保も必要になるので、状況を注視していきたい。副食費の無償化については、国や都が率先してやるべきという考えもあるため、国や都に対して町でも粘り強く要望していく。</p> |
|  | <p>4 その他<br/>(会長)</p> | <p>令和6年10月に子ども家庭センターが設置され、1年4か月ほど経過したが、子どもの一体的な支援の現状等について、子ども家庭センター課長から報告をお願いしたい。</p>  |
|  | <p>(子ども家庭センター課長)</p>  | <p>児童福祉法の改正に伴い、町でも令和6年10月に子ども家庭支援センターを設置した。令和6年9月まで、児童虐待などの児童福祉業務は子育て応援課子ども家庭支援センター係で、妊産婦や未就学児までの支援業務は健康課の子育て世代包括支援センターで行っていた。それぞれ別の部署で業務を行って</p>  |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  | <p>いたため、連携といっても限界があったが、子ども家庭センター課となってからは、虐待の状態がひどくなる前の段階で、妊産婦や未就学児の状況を確認することができるため、事前に二つの係が集中的に支援を始めることができている。虐待対応から虐待予防にシフトしていきたいと考えている。</p> <p>令和6年度地区別の新規受理相談件数は、295件で前年度に比べ34件増えた。全体の子どもの数は減っているが、相談件数は増えている。子どもの数として妊娠届出の数は令和6年度143件あったが、平成26年度は244件だったので、10年間で101件減っている。虐待の潜在的リスクと考えられる養護相談の割合は依然として高く、全体の295件うち養護相談が255件、うち142件が虐待相談となっている。</p> <p>住民や関係機関に対する理解が深まり、適切に通告が入ることになったことや、国・都の報告の取組により子どもの面前での夫婦喧嘩など警察から子ども家庭支援センターへ通告が入る仕組みが整えられたことなど、相談件数が増えていることには様々な要因が考えられる。</p> <p>一般的に虐待や養護相談のリスクはいくつかあるが、家庭が地域から孤立してしまう、近所に親戚や友人がいないなど、相談相手がいない場合や、子どもの発達、両親が再婚している場合など様々である。子ども家庭支援センターとしては、そのような地域で孤立している人を日頃から支援しているが、私たちだけでは限界がある。地域の方、学校、保育園、小・中学校等の方々と一緒に支援できればと思っているので、引き続き理解と協力をお願いしたい。</p> <p>(事務局) こども誰でも通園制度について担当から報告する。</p> <p>(関係部署職員) 令和8年度からこども誰でも通園制度の実施が義務化される。子ども計画には詳細を記載しているが、保育園に通っていない全ての子育て世帯0歳6か月～満2歳に対し、1か月当たり一定時間(10時間ま</p> |
|--|--|--|

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | <p>で)の利用可能枠の中で就労等要件を問わず利用できる新たな支援事業である。事業所の認可を町が行うに当たり、委員の皆さんのご意見を聴取したい。</p> <p>この制度には一般型と余裕活用型がある。一般型は、保育園の利用定員とは別に、こども誰でも通園制度として定員を設定して子どもを預かる。余裕活用型は、保育園の利用定員と在籍者数差の数だけ利用できる。例えば定員10名のうち4名在籍であれば6名が利用できる。令和8年度からの事業実施予定の事業所は、むさしの保育園、ゆめのもり保育園、如意輪幼稚園である。むさしの保育園、ゆめのもり保育園では、令和7年度に似たような事業を実施していて、令和8年度も継続して行う予定である。むさしの保育園、ゆめのもり保育園では、余裕活用型、如意輪幼稚園は決まっていないが、一般型で協議している。</p> <p>今後の流れは、こども誰でも通園制度の事業所として町は認可の手続を行い、令和8年度からスタートできるよう準備を進めていきたいと考えている。</p> <p>(委員) 一時預かり事業と、こども誰でも通園制度との違いは。両方とも利用できるのか。</p> <p>(関連部署職員) 一時預かり事業は、冠婚葬祭などの急な用事の際に利用できる。こども誰でも通園制度は、子どもの育ち、保護者の子育ての悩みなどを軽減するために、月一定時間(10時間まで)柔軟に利用できる制度である。</p> <p>(委員) 利用料金は。</p> <p>(関係部署職員) 国の標準料金が1時間当たり300円であり、東京都は無償化の対象の方向で動いていると聞いているので利用料は発生しないと思う。</p> <p>(事務局) 次回の会議は、令和8年3月19日(木)を予定しているので、予定の確保をお願いしたい。</p> |
|--|--|---|

|  |               |                       |
|--|---------------|-----------------------|
|  | 5 閉会<br>(副会長) | 以上で瑞穂町子ども・子育て会議を終了する。 |
|--|---------------|-----------------------|